

表題部所有者の登記のお知らせ

下記1の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記2及び3のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年3月5日 広島法務局東広島支局 登記官 大賀 勝 正

記

1 手続番号、所在事項、地目及び地積

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
第2420-2025-0001号	東広島市黒瀬町大多田字梶屋池 10052番1	ため池	553㎡
第2420-2025-0002号	東広島市黒瀬町大多田字梶屋池 10052番2	ため池	123㎡
第2420-2025-0003号	東広島市黒瀬町大多田字上西之原 598番	ため池	469㎡
第2420-2025-0004号	東広島市黒瀬町大多田字上西之原 599番	ため池	913㎡

2 抹消する登記事項

表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項

3 登記すべき事項

表題部所有者として登記すべき者がいない

（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）